

令和5年度印西市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱を次のように定める。

令和5年5月1日

印西市長 板倉 正直

印西市告示第122号

令和5年度印西市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため一定数以上の接種を行う診療所に対し、予算の範囲内において、印西市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金（以下「協力金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「診療所」とは、医療法（昭和23年法律第205号。）第1条の5第2項に規定される診療所であって市内に所在する診療所をいう。

(交付対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、別表の協力金の要件を満たす診療所とする。

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 協力金を受けようとする診療所は、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付申請書（別記第1号様式）及び新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（別記第2号様式）を市長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条による申請書及び実績報告書の内容を審査し、協力金の

交付の可否を決定し、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた診療所が協力金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（書類の保存）

第8条 前条の規定により交付の請求をした診療所は、第5条の規定に基づく提出書類の根拠となる帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。

2 前項に規定されている帳簿及び全ての証拠書類は、交付申請日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、診療所が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項に基づき協力金の交付の決定の取消しをするときは、当該診療所に対してその理由を新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度予算から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告

示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条）

協力金の要件	交付額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週100回以上の接種を4週間以上行う場合 ・ 週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に、接種体制を用意している場合 	要件を満たす週の接種回数に2,000円を乗じた額

※「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、診療所で接種体制を用意することの他に、市の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該診療所の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（診療所の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（診療所の診療日に関わらない。）